平成３０年（フ）第５８６号
埼玉県和光市下新倉３丁目24番25号　Ｅｓｐｅｒｏ103、旧住所埼玉県和光市下新倉４丁目６番24号　アシュー101
債務者　天内　尚樹
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５９４号
埼玉県川口市江戸３丁目34番３号　ＳＳＳ川口寮
債務者　小西秀磨郎
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６０９号
埼玉県久喜市吉羽２丁目８番地５　ベルピア久喜第８　206号
債務者　新島　秀之
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２３２号
埼玉県草加市西町791番地３　エルグランド101号
債務者　吉島　重之
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１１１号
埼玉県羽生市大字藤井下組190番地１　ヴィサージュ彩202
債務者　飯田　大樹
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１１２号
埼玉県熊谷市上中条2649番地１　島田方
債務者　足達　健介
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１１３号
埼玉県熊谷市上中条2649番地１　島田方
債務者　足達加世子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１４４号
埼玉県熊谷市妻沼1313番地１　シティメゾン104
債務者　田村紗由莉（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第３４号
新潟県見附市傍所町1127番地
債務者　菊地　由起
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第１４７号
静岡県沼津市下香貫下障子3196番地の２　レオグランド森103
債務者　堤　　俊介
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第６９９号
札幌市西区福井８丁目19番５号
債務者　田崎　昭一
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７４６号
札幌市中央区南14条西１丁目２番22―905号
債務者　橋本　良子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７８１号
札幌市東区北46条東17丁目２番37号　アーバンポイムＡ棟203号
債務者　小島　佑太
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７９９号
北海道江別市錦町18番地の１　新栄団地Ｃ棟201号
債務者　朝日　真弓（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８１号
釧路市武佐３丁目33番14号
債務者　佐藤八代恵
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第８６号
釧路市星が浦北４丁目３番11号
債務者　瀬川　詠一
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第８９号
北海道釧路郡釧路町鳥通東４丁目64番地
債務者　平野　貴幸
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで釧路地方裁判所